

厚生労働省令第百五十四号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三号）の施行に伴い、並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十七条第一項及び第二項、第十八条の二第一項、第四十二条第二項、第三項及び第四項並びに第五十四条並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律を実施するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十一月四日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の六」を「第六条の五」に、「第二十四条・第二十五条」を「第二十四条―第二十五条」に改める。

第六条の三から第六条の五までを次のように改める。

（求職活動支援書の作成等）

第六条の三 事業主は、法第十七条第一項の求職活動支援書（以下「求職活動支援書」という。）を作成する前に、離職することとなっている対象高年齢者等（以下「高年齢離職予定者」という。）に共通して講じようとする再就職援助の措置の内容について、当該求職活動支援書に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴くものとする。

2 事業主は、高年齢離職予定者の決定後速やかに、求職活動支援書の交付についての本人の希望を聴いて、これを作成し、交付するものとする。

3 事業主は、求職活動支援書の作成に当たっては、あらかじめ、当該求職活動支援書に係る高年齢離職予定者の再就職及び在職中の求職活動に関する希望の内容を聴くものとする。

4 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 高年齢離職予定者の氏名、年齢及び性別
- 二 高年齢離職予定者が離職することとなる日（離職することとなる日が決定していない場合には離職することとなる時期）

三 高年齢離職予定者の職務の経歴（従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項を含む）

四 高年齢離職予定者が有する資格、免許及び受講した講習

五 高年齢離職予定者が有する技能、知識その他の職業能力に関する事項

六 前三号に掲げる事項のほか、高年齢離職予定者が職務の経歴等を明らかにする書面を作成するに当たつて参考となる事項その他の再就職に資する事項

第六条の四 法第十七条第二項の規定による再就職援助担当者の業務は、次のとおりとする。

- 一 高年齢離職予定者に係る求人の開拓及び求人に関する情報の収集並びにこれらによつて得た求人に関する情報の高年齢離職予定者に対する提供
- 二 高年齢離職予定者に対する再就職を容易にするために必要な相談の実施

三 高年齢離職予定者の再就職の援助に関する公共職業安定所、公共職業能力開発施設等との連絡

四 前三号に掲げるもののほか、高年齢離職予定者の再就職の援助のために必要な業務

2 事業主は、再就職援助担当者に、その業務の遂行に係る基本的な事項について、求職活動支援書に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴いてその業務を行うようにさせるものとする。

(法第十八条の二第一項の厚生労働省令で定める方法)

第六条の五 法第十八条の二第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する理由(第三項において「理由」という。)を労働者の募集及び採用の用に供する書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)に併せて記載又は記録する方法とする。

2 前項の書面又は電磁的記録には、次の各号に掲げるものを含むものとする。

一 公共職業安定所又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）その他の法律の規定による許可を受けて、若しくは届出をして、職業紹介を行う者に事業主が求人申し込む場合における当該求人の申込みの内容を記載し、又は記録したもの

二 職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、事業主がその被用者以外のものに委託して労働者の募集を行う場合における当該委託に係る募集の内容を記載し、又は記録した  
もの

三 職業安定法第四十五条の規定により労働者供給事業を行うものから事業主が労働者供給を受けようとする場合における供給される労働者が従事すべき業務の内容等を当該労働者供給事業者に対して明らかにしたもの

3 第一項の規定にかかわらず、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告その他これに類する方法により労働者の募集及び採用を行う場合又は第一項の書面若しくは電磁的記録がない場合において、あらかじめ同項の方法により理由を提示することが困難なときは、求職者の求めに応じて、遅滞なく、次のいずれかの方法により理由を示すことができる。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（事業主の使用に係る電子計算機と、求職者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、求職者が当該方法により記録された電磁的記録を出力することによる書面を作成することができるもの

第六条の六を削る。

第九条第一項第一号二中「（昭和二十二年法律第四百十一号）」を削る。

第十八条第一項中「法第三十二条」を「法第三十二条第一項」に改める。

第二十条第六項中「職業安定法施行規則」の下に「（昭和二十二年労働省令第十二号）」を加え、「及びこれに基づき通達」を削る。

第二十四条第二号中「法第四十二条」を「法第四十二条第一項」に改める。

第二十四条の次に次の三条を加える。

（一般労働者派遣事業の届出）

第二十四条の二 法第四十二条第二項の規定により一般労働者派遣事業を行おうとするシルバー人材センターは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄都道府県労働局長」という。）に届け出なければならない。

（法第四十二条第三項において読み替えて適用する労働者派遣法第八条第二項の厚生労働省令で定める事項）

第二十四条の三 法第四十二条第三項において読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第八条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地

（労働者派遣法施行規則の特例）

第二十四条の四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第一条の二第一項

の規定にかかわらず、法第四十二条第三項において読み替えて適用する労働者派遣法第五条第二項の届出書は、職業安定局長の定める様式によるものとする。

2 労働者派遣法施行規則第一条の二第三項の規定にかかわらず、シルバー人材センターが労働者派遣法第五条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、職業安定局長の定める様式によるものとする。

3 労働者派遣法施行規則第八条第一項の規定にかかわらず、労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出をしようとするシルバー人材センターは、労働者派遣法第五条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、職業安定局長の定める様式による届出書を管轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 労働者派遣法施行規則第十条の規定にかかわらず、労働者派遣法第十三条第一項の規定による届出をしようとするシルバー人材センターは、当該一般労働者派遣事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内に、職業安定局長の定める様式による届出書を管轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

5 労働者派遣法施行規則第十七条第二項の規定にかかわらず、シルバー人材センターが労働者派遣法第

二十二条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ職業安定局長の定める様式によるものとする。

6 法第四十二条第二項の規定による一般労働者派遣事業に関する次の表の上欄に掲げる労働者派遣法施行規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、労働者派遣法施行規則第一条の二第二項第一号へ及び第四条の規定は適用しない。

<p>第一条の二第二項 第一号下</p>	<p>に関する資産の内容及びその</p>	<p>を行う事業所に係る</p>
<p>第一条の二第四項</p>	<p>法第五条第一項の規定による一般労働者派遣事業の許可を申請するとき は</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第四十二条第三項において読み替えて適用する法第五条第二項の届出書を提出するとき は</p>
<p>第八条第二項</p>	<p>前項の一般労働者派遣事業変更届出</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律</p>

	書	<p>施行規則第二十四条の四第三項の職業安定局長の定める様式による届出書</p>
<p>第八条第三項</p>	<p>第一項の一般労働者派遣事業変更届出書又は一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第二十四条の四第三項の職業安定局長の定める様式による届出書</p>
	<p>い</p> <p>(事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証)を添付しなければならない</p>	<p>を添付しなければならない</p>

第二十五条から第二十七条までの規定中「法第四十二条」を「法第四十二条第一項」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(労働者派遣法施行規則の特例)

第二十九条の二 法第四十五条において準用する法第四十二条第二項の規定による一般労働者派遣事業に

関する労働者派遣法施行規則第二十九条第一号の規定の適用については、同号中「自己の雇用する労働者の中から選任すること」とあるのは、「選任すること」とする。

第三十条中「第二十二條まで」の下に「及び第二十四條の二から第二十四條の四まで」を、「準用する法第三十四條第二項」との下に「、第二十四條の二及び第二十四條の四第六項中「法第四十二條第二項」とあるのは「法第四十五條において準用する法第四十二條第二項」と、第二十四條の三及び第二十四條の四第一項中「法第四十二條第三項」とあるのは「法第四十五條において準用する法第四十二條第三項」と、第二十四條の四第六項の表第八條第二項の項及び第八條第三項の項中「第二十四條の四第三項」とあるのは「第三十條において準用する同令第二十四條の四第三項」とを加える。

第三十四條を次のように改める。

(権限の委任)

第三十四條 法第五十四條第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第十七條の二に規定する厚生労働大臣の権限

二 法第十八条の二第二項に規定する厚生労働大臣の権限

三 法第四章第一節（法第四十三条及び第四十五条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限

四 法第四十二条第二項（法第四十五条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限

五 法第四十二条第三項において読み替えて適用する労働者派遣法第五条第二項並びに法第四十二条第三項において適用する労働者派遣法第十一条第一項、第十三条第一項及び第二十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

六 法第五十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限

2 法第五十四条第二項の規定により、前項第一号、第二号及び第六号に掲げる権限は、管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が前項第一号及び第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の三第二項第一号中「同号イに規定する再就職援助計画等」を「同号イ(1)に規定する求職活動支援書若しくは同号イ(2)に規定する書面」に改める。

第八十四条第一項中「再就職援助計画等」を「第一百二条の五第二項第二号イ(1)に規定する求職活動支援書若しくは同号イ(2)に規定する書面」に改める。

第一百二条の五第二項第二号イ中「掲げる計画」を「掲げる書面」に、「再就職援助計画等」を「求職活動支援書等」に、「計画等対象被保険者」を「支援書等対象被保険者」に、「再就職援助基本計画書」を「求職活動支援基本計画書」に改め、同号イ(1)中「再就職援助計画」を「求職活動支援書」に改め、同号イ(2)中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）第六条の四」を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十七条第一項」に、「、解雇等の理由」を「又は継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところ」に、「四十五歳以上六十五歳未満の者について自主的に作成した計画」を「六十歳以上六十五歳未満の者の希望に基づき、当該者について作成した書面」に改め、同号口中「再就職援助基本計画書」を「求職活動支援基本計画書」に改め、同号八からホまでの規定中「計画等対

象被保険者」を「支援書等対象被保険者」に改め、同項第四号イ中「再就職援助計画等」を「求職活動支援書等」に改め、同号口中「再就職援助計画等」を「求職活動支援書等」に、「再就職援助基本計画書」を「求職活動支援基本計画書」に改め、同号八中「再就職援助基本計画書」を「求職活動支援基本計画書」に改め、同号二中「再就職援助基本計画書」を「求職活動支援基本計画書」に、「計画等対象被保険者」を「支援書等対象被保険者」に改め、同条第三項第二号イ中「再就職援助計画等」を「求職活動支援書等」に改め、同号口中「再就職援助基本計画書」を「求職活動支援基本計画書」に改め、同項第五号イ及び口中「計画等対象被保険者」を「支援書等対象被保険者」に改め、同条第三項第二号イ中「再就職援助計画等」を「求職活動支援書等」に、「計画等対象被保険者」を「支援書等対象被保険者」に、「再就職援助基本計画書」を「求職活動支援基本計画書」に改め、同号八中「再就職援助基本計画書」を「求職活動支援基本計画書」に改め、同号二中及びホ中「計画等対象被保険者」を「支援書等対象被保険者」に改め、同項第三号中「計画等対象被保険者」を「支援書等対象被保険者」に、「再就職援助基本計画書」を「求職活動支援基本計画書」に改め、同条第四項第一号イ(1)中「再就職援助計画等の内容を記載した書面」を「求職活動支援書等」に、「当該書面」を「当該求職活動支援書等」に、「計画等対象労働者」を「支援書等対象労働者」に、「支援書等対象労働者」に改め、同号イ(2)及び同号口中「計画等対象労働者」を「支援書等対象労働者」に改め、同項第二

号中「計画等対象労働者」を「支援書等対象労働者」に改める。

第一百十条第三項第一号イ中「第一百二条の五第二項第二号イに規定する再就職援助計画等」を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十七条第一項に規定する求職活動支援書」に改める。

附則第十五条の四及び第十五条の五第二項中「計画等対象被保険者」を「支援書等対象被保険者」に改める。

附則第十五条の六中「計画等対象労働者」を「支援書等対象労働者」に改める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この省令は、平成十六年十二月一日から施行する。

( 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置 )

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第六条の三の規定により再就職援助計画の作成の要請を受けた事業主に係る再就職援助計画の作成及び提出については、なお従前の例による。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に雇用保険法施行規則第八十二条の三第一項に規定する安定した職業に就いた受給資格者であつて、第二条の規定による改正前の雇用保険法施行規則(以下「旧雇保則」という。)第八十二条の三第二項第一号に掲げる同令第一百二条の五第二項第二号イ及びロのいずれにも該当する事業主が作成した同号イに規定する再就職援助計画等の対象となる者に対する常用就職支度手当の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧雇保則第一百二条の五第二項第二号イに規定する再就職援助基本計画書を公共職業安定所の長に提出した事業主に対する同項(旧雇保則附則第十五条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の求職活動等支援給付金又は同条第三項(旧雇保則附則第十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の再就職支援給付金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前の日における雇入れに係る旧雇保則第一百二条の五第四項(旧雇保則附則第十五条の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定着講習支援給付金の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前の日における雇入れに係る旧雇保則第一百条第三項の緊急就職支援者雇用開発助成金の支給に

については、なお従前の例による。